

平成19年第2回定例会

富良野市議会会議録

平成19年6月18日(月曜日)午前10時02分開議

議事日程(第4号)

- 日程第 1 議案第 1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算(第2号)
日程第 2 議案第 2号 平成19年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第 3 議案第 3号 平成19年度富良野市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第 4 議案第 4号 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 5号 富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について
日程第 6 議案第 6号 富良野市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 意見案第1号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書
日程第 8 意見案第2号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書
日程第 9 意見案第3号 道路整備に関する意見書
日程第10 意見案第4号 労働法制の拡充を求める意見書
日程第11 意見案第5号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書
日程第12 意見案第6号 最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書
日程第13 閉会中の所管事務調査について

出席議員(18名)

議長	18番	北 猛 俊 君	副議長	17番	日 里 雅 至 君
	1番	佐々木 優 君		2番	宮 田 均 君
	3番	広 瀬 寛 人 君		4番	大 栗 民 江 君
	5番	千 葉 健 一 君		6番	今 利 一 君
	7番	横 山 久仁雄 君		8番	岡 本 俊 君
	9番	穴 戸 義 美 君		10番	大 橋 秀 行 君
	11番	覚 幸 伸 夫 君		12番	天 日 公 子 君
	13番	東海林 孝 司 君		14番	岡 野 孝 則 君
	15番	菊 池 敏 紀 君		16番	東海林 剛 君

欠席議員(0名)

説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	下 口 信 彦 君	市 民 部 長	大 西 仁 君

保健福祉部長 高野知一君
 建設水道部長 里博美君
 商工観光室長 高山和也君
 総務課長 松本博明君
 企画振興課長 岩鼻勉君
 教育委員会長 宇佐見正光君
 農業委員会長 大西克男君
 監査委員局長 中村勇君
 選挙管理委員会長 藤田稔君

事務局出席職員

事務局長 大畑一君
 書記 日向稔君
 書記 渡辺希美君

経済部長 石田博君
 看護専門学校長 登尾公子君
 中心街整備推進室長 細川一美君
 財政課長 鎌田忠男君
 教育委員会長 齊藤亮三君
 教育委員会長 杉浦重信君
 監査委員 松浦惺君
 公平委員会長 中村勇君
 選挙管理委員会長 藤原良一君

書記 鵜飼祐治君
 書記 大津諭君

午前10時02分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、

大 栗 民 江 君
東海林 孝 司 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長大畑一君。

事務局長(大畑一君) - 登壇 -

議会側よりの追加議案、意見案6件、事務調査の申し出等につきましては、本日配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) - 登壇 -

議会運営委員会より、6月12日、日程終了後、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議をいたしました結果について、御報告申し上げます。

追加議案は、議会側提出案件9件で、内訳は意見案6件のほか、各常任委員会より、閉会中の所管事務調査の3件の申し出がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにいたしております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 平成19年度富良野市
一般会計補正予算(第2号)

議長(北猛俊君) 日程第1 議案第1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、歳出より行います。

事項別明細書13ページをお開きください。

1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林業費、12ページより17ページ上段まで行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) ないようですので、次に移ります。

7款商工費、10款教育費、16ページ中段より19ページ下段までを行います。

質疑ございませんか。

6番今利一君。

6番(今利一君) それでは、7款商工費の17ページの170番、地域特産品振興対策事業費、このことについては、以前に説明を受けていたわけなのですけれども、まず第1点は、この採算ベースというか、こちらの方に後段に出てくる収入の部分が200万円ほどであるとされていますけれども、差し引き

計算をすると160万円ほどの市の持ち出しということになるわけなのですけれども、それらについての、採算ベースをどのように考えておられるのかをお聞きしたいのと、それからもう1点は、僕もこれをするのに、現地の方に赴いて原始の泉と中富側寄りの道路がございまして、そこに取り付け道路がついてあるということ、その道路整備をどんなふう考えているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 今議員の御質問にお答えいたします。

170番の地域特産品対策事業費の、まずは採算ベースはいかがかと、このようなお話がありますが、一つは、この事業というのは、あくまでも地域の特産品開発に関する可能性調査、事業化できるかどうかという調査を行うというものでございます。そのうち200万円につきましては、ペットボトルを試験的に販売いたしまして、その金額相当額分を見込んでいますと、さらには、このほかに、いきいきふるさと推進事業補助金、こういったものにつきましては、同事業の地域の特産品を開発するということに対する補助事業でありますので、こういったものを導入しながら都合行っていくという内容に相なっております。ですから、この調査の結果を見た上で、果たして民間企業等で事業化できるかどうかというものを推察をしていくという内容なものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の原始の泉に関する取り付け道路の関係ということですが、この関係につきましては、現在の原始の泉から奥の方に小川を挟んで入ったところに、今回のポンプアップされた水を、一つは新しく給水口をつくる、それからタンク車に移し返すというものでございまして、その方法につきましては、現行の取り付け道路を使って取水をしていくというようなことで行っていきたくと、

このように考えているところであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） あくまでも、試験的だとか、あるいは、可能性があるかどうかという部分でやるのであれば、僕は、ある意味では、ここに給水整備事業費の60万円をあえて設けてありますけれども、僕はあの状態からいけば、今の原始の泉から鹿のフェンスがありますけれども、あそこを十何トン車が入るためには、道路整備は必ずしなければならないだろうと、それはしなければならないと思うのです。そういったものと、それから、水が湧き出ている部分のところから給水工事をしなければならないということなのですけれども、簡単にやれるとすれば原始の泉から水をとって、それでやる方法ですと、この工事費だとか、あるいは、ほかのものが少なくて済むのではないのかと考えるのですけれども、今、部長の答えでは、あくまでも、調査だと言われたものですから、その辺は節約できるのではないかなと感じがするのですけれども、その辺はいかがでしょう。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 今議員の再質問にお答えいたします。

まず、原始の泉との関連性につきましてはでございますが、あくまでも、原始の泉は市民が、また、その団体が開発し、そこを富良野の自然と水のイメージを高めていこうと、このようなことで行っているところでありますので、この関係につきましては、そこから直接水をとるといのはいかがかと、こういうようなことから、新たに設けようという次第でございます。

さらに、このポンプアップの工事費の関係につきましては、あくまでも、このためにつくるわけでありまして、将来的にもこの施設については、使える見通しのあるものということもありますので、あくまでも試験

的でありながら、今後についても実現可能なものと認識しておりますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 僕は、この試験に関して、反対だとか、そういうものを言っているわけでも何でもないのでけれども、節約すべきものは節約すべきだろうと考えているのです。給水場の工事だとか、一時的、それは原始の泉が使えるか使えないかは別にして、毎分60リッターほど水が流れてきていると、だとするならば、夜でもいいからそこをちょっと細工して、何ほどもできるのではないかなと、水をくむ人たちに迷惑をかけるようなことにはならないだろうとは思ってはいるのですけれども、市の財政が厳しい折に、市民の皆さんがそれこそ言えば、つめに火をともしような生活をしている、節約を願っているという部分で、市民のみなさんがそういう生活をしているという部分では、ここで少しは市の方としても考えて、そういう方向で行ってはどうかというふうな思いがするのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 今議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました施設の関係についてありますが、可能性調査ということは、将来可能性があった場合については、これを事業化できる際に有効に生きてくる、このようなものであります。

したがいまして、この施設が全く生かされないとかという話には、今現在の中では、私どもはやる以上は考えておりません。可能性ということは、将来的にも可能性があるのではないかと、そしてまた、近い将来、この関係について、事業化が可能となれば、それによってまた新企業ができたり、あるいは、そのことによって雇用が生まれたり、こういった面で発展する可能性もありますので、そう

いった面で御理解を賜りたい、このように考えております。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） ちょっと納得というか、理解できない部分は何点かありますので、改めて確認しながらお伺いしたいと思います。

今、特産品として開発可能かどうかということで、いわばパイロット事業みたいな格好でテストケースとしてやっていきたいと、その中で可能性を探ってみたいと、こういう話でした。その中で可能性とは何かということです。取水ができるかどうかの可能性なのか、あるいは、販売して需要があるのかどうかの可能性なのか、販売ルートをつくることのできるのかということの可能性なのか、この可能性とは何ぞやということから一つは始まるのだと思うのです。

それからもう一つは、事業化していくとすれば、当然採算ラインという話は出てくるわけですね、事業化をするかどうかの可否を決める基準というのが、初めから何もないのか、あるいは、需要がこれだけ販売できれば、年間これだけ販売できれば、需要があるとして、特産品としての可能性があるということなのか、その辺の基準が一体どうなっているのかなと思うのです。

先ほど、室長も答弁されましたけれども、やる以上は、将来もこれをやっていくのだと言いつつ、可能性の調査だと言ってみたり、僕は当然新規の事業ですから、もしかするともしかするかもしれないというリスクを背負うというのは十分理解しています。しかし、そのリスクを背負いながらもその可能性を追求したいということだと思うのです。だとすれば、リスクはできるだけ少なくしておいて、そして、そのことが販売のめどがついた、あるいは、そのことが特産品としてできるということになった時点で、資本投下というのは考えていかなければいけないのではな

いかと、こんなふうに思うのですが、その辺についての説明が不十分かと思いますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、事業化の可能性の関係で何点かございましたが、この関係について若干御説明申し上げますと、私どもでは、昨年、18年度、経済産業省の地域資源の活性化を目指しました地域経済活性化可能性調査というのを行いました。

この中では、農産加工品でありますとか、さらなる資源としまして、廃油の利用でありますとか、さらには、この水も地域の資源と、このような位置づけで調査を行いました。その中で、一つは富良野のここの原始の泉近辺の水については、非常にバランスのとれたいい水である、こういうような調査結果が、その一部として報告がされました。また、この水の関係については、私ども市の方に、大手のメーカー等から他の地域でつくった水に富良野のブランドをつけたい、こういった問い合わせ等も寄せられているところであります。

このような中で、この調査結果に基づき、農産加工等については22社ぐらいが既に富良野ブランドとして加工、そして販売したいと、このような要請もあるところでありますが、いかんせん、水につきましては、なかなか地域の資源としての可能性が高いものの、なかなか事業化に至らない、このような状況にあります。

また、このペットボトルの需要について見てみますと、2000年からペットボトルの需要というのが、全国的に約1.5倍くらいの速度で需要が高くなっていると、このような状況もあります。こういった中から、市といたしましては、地域の自然を生かした資源、この水のイメージとしても、いずれも非常にブランド力があると言われております富

良野でありますから、このことを生かした可能性調査、言ってみれば、これが販売ルートに乗るのか、また、この需要がどれくらいあるのか、こういったものを調査し、今回その可能性を探るということでありますし、ましてこのことによって、販売の採算ラインまで探れるのかなと、このように考えておりますので、そういった面での御理解を賜りたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 答弁漏れがありますので、再度御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） お答えいたします。

採算ラインの基準というようなことでありますけれども、この辺については需要と供給のバランス、そういったものを総合的に判断しながら考えていきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） どうも聞いていることがストレートに入っていないで、僕の日本語が下手なのか、答弁をする側の日本語が下手なのか、ちょっと理解に苦しむところなのです。

先ほど僕が聞いたのは、結局販売するときには、原価っていうものがありますよね、そして、その原価がどの程度あって、そして、それを資本投下した分に見合っただけの利益が確保できるかどうかということは、これは将来的に事業化ということを考えたときには、当然それが出てくるわけですよ。1回の例えば取水をして、そして、それをペットボトルに詰めて、そして、原水を輸送してペットボトルに詰めて、また輸送して、そうすると1本当たりの原価はどれくらいになって、通常売っているのはどれくらいで売っていて、それで十分対抗できるのかどうかと、そういうものが当然試算のされる段階で

出てくると思うのです。150円で売れば売れるのか、あるいは、120円ぐらいで売らないと売れないのか、あるいは、100円ぐらいで売らないと市場を席卷できないのか、そういうことが一定の基準としてあるわけですよ。そのときに、少なくとも1回につくる量は、例えば1本、2本つくったって、それはしょうがないと、えらい高いものになってしまうのですから、そうすると何万本かをつくらなければいけないだろうと、そうしたときに、こういうふうにすれば、一定程度の需要を喚起することができるのではないかと、富良野ブランドという名前だけにぶらさがっていてもこれは売れないわけですから、そういった意味では、その辺のところを緻密に計算されているのかどうかと。

それからもう一つは、その商品化というか、事業化するに当たっては一定の市場調査と申しますか、販売をしてからも、販売が始まってからも市場調査というリサーチをしていかななくてはいけないと思うのです。例えば、飲食店だけで消費がされていくものなのか、あるいは、一般の人が飲料として消費がされていくのか、そういったことの市場リサーチだってしなければならぬだろうと、そういったことがどうされていくのかというのも、一つ心配なのです。

僕は、先ほどから今議員も言っていましたけれども、これに対して事業化反対ということ、リスクがあるからだめだというつもりはありません。ですけれども、少なくとも考えられるリスクについては、一定程度覚悟しておかなくてはならないだろうし、あるいは、一定程度のリスクを背負いながらそのリスクをはね返すだけの私たちの計算もされてなければならぬだろうと思うのです。

それから、先ほど、もう一つ聞き忘れましたけれども、不特定多数に販売するわけですから、水質調査というか、衛生面だとか、あるいは、金属や何かの含有だとか、そういったものが、先ほどミネラルが入っていてバランスのとれた云々という話がありましたけれ

ども、それは、どこでどういう検査をされたのか、そして、その確認がきちんとされているのかどうか、どうも聞くところによると、そういった検査をきちんとしていくとなると、結構な費用がかかるとお聞きしてますが、そういった水質調査の関係についても、確かにきちんとされているのかどうか、その辺のところについても、お伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 横山議員の再質問にお答えいたします。

まず、前段の採算ベース等の関係でございますけれども、今回の事業内容につきましては、商品化の可能性、それから市場の調査、それから消費者のニーズ調査も合わせて行うこととなっております。

ちなみに、原価計算などにつきましても、ある一定程度と言いますより厳密な内容からいきますと、ペットボトルで3万本の予定を見込んでいるところであります。これに関しましては、工場等に加熱処理したもので適正な販売を行うことを念頭にしております。また、商品化に向けた新特産品のデザイン等についても、今回行っていこうと、ペットボトルのラベル、それから、そのため具体的には、予定といたしましては、この試験販売ではありますけれども、水のネーミングでありますとか、デザインでありますとか、そういうものを合わせて今回可能性を探ろうと、このような形になっております。また、この機会におきましても、市内で行われますイベントの中での調査も行っていくという考え方であります。

また、いろいろ観光関連者、宿泊関連者、その他とも連携をとりながら販売の総数量、それから、お見えになる観光客の可能性についても図っていこうというものであります。さらに、この中ではアンケート調査等もある程度行っていくということにしております。さらに、水質の関係につきましても、今回の

平成18年度のFS経済活性化の調査の中で、全て水質はクリアしていると、このように理解し、このような形の中で、この調査の中で全てが終了しておりますので、全く問題はない。さらには、各道の保健所等にも問い合わせしておりますし、その他法令関係については、全てクリアをしていると、このような体制の中で事業を行おうとしているものであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） どうもわかったようなわからないような部分があるのですが、3回目ですので簡単にお聞きをしたいと思えます。

水質検査の関係ですけれども、最低このことについてちょっと心配だというのは、重金属や何かもきちんとしてされているのかどうか、それはされているとすれば、一体どこですのかです。ただ保健所に行って確認をするというだけでは、これは普通保健所や何かの水質検査でいえば、水の中の酸素含有量であるとか、あるいは、その浮遊物がないかとか、ペーハーがどうか、そういった簡単な検査だと思えます。あと大腸菌がいるかないかとか、そういった簡単な検査だと理解していますが、そういった観点でいうと、先ほど言った原始の泉も、販売はできませんよと、しかし、ここで飲む分には害はないでしょうという程度のこと、あそこに張ってあるのだそうです。

それからいうと、そういった検査で大丈夫ですという太鼓判を押して製品にしたけれども、1カ月置いているうちに、例えば何かの異常を来したとか、販売に持って行ってすぐ全部はければ、簡単に1日、2日ではければ別ですけれども、何日間か貯蔵しているうちにおかしくなったとか、あるいは、それによって何かの発生がしたということになりますと、これまた逆の富良野ブランドになってしまうのではないかということからいえば、

そこら辺のところは、こういった機関で、どこまでの検査がされているか、検査というか確認をされているのか、その辺のところもこの際ですでお伺いしておきたい思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。

まず、水質の関係でございますが、この関係につきましては、水専門のコンサルタントに委託し、その中で適正な結果が出ていると、このようなことでありますので、御了解願いたいと思えます。

さらに、水の処理の関係についてであります。原水をくみ上げ、空気に触れた際、何らかの処理をしなければボトリング販売することが不可能であります。このことから、水専門のボトリングする水質加工をする会社に委託するとともに、その中で高温殺菌を行いますので、原始の泉とこの事業については、若干、事を隔てております。御理解を賜りたいと、このように思えます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 7款商工費170番のことについてお伺いいたします。

今、将来は企業化できる可能性が非常に大きいということでございます。これはやるからには、成功をしなければならないと思えますけれども、大体こういう調査をやるということは、まずあらかじめここでは言えないけれども、民間で引き受け手があるという、やっぱりそういう可能性が大でこの調査をやるようになっていると思えますけれども、全く白紙でこの調査をやっていないと思えますけれども、そこら辺をまず第1点を伺いたいと思えます。

それから、大事なことですけれども、私が間違っていればそれでいいのですけれども、

水というものはどこへでも流れる水、湧く水でもそこに発生する水利権なるものがございますよね、あれは湧水ではなくて、東部開発のときに地質調査をやったボーリングから出た水というお話をお伺いいたしました。それがそうであれば、あの東部開発をやったときの期成会もございますし、あそこは国の土地でもございますし、そこら辺が本当に事業を続けていくときに所有権だとか水利権の問題が全く整理できているのか、いや、しっかり整理できているかの確認をしておきたいと思えます。

以上2点です。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 菊池議員の御質問にお答えいたします。

まず、この引き受け手の関係でございますが、この関係については、現在のところ白紙であります。市内の企業、あるいは公益的企業等がこの事業の可能性を見た結果、可能性があるのであればぜひ事業化願いたいと、このように考えているところでありますので、御理解賜りたいと。

さらに、水の権限に関するものでございますが、この関係については、確かに湧水その他河川に流水するものであれば、水利の権限に関する問題ととらえているところであります。河川管理者その他に確認いたしましたところ、この地下水に関しましては権限に属さない、このような回答を得ておりますので、御理解を賜りたい、このように思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

15番菊池敏紀君。

15番（菊池敏紀君） 再度確認しますけれども、土地の所有権はどこにあるのですか。その水の出ているところの土地の所有権です。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 菊池議員の再質問にお答えいたします。

土地の所有権につきましては、富良野市でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 予算についてお伺いたいのですが、今の関連なのですが、17ページの170番。特産品の開発なのですが、先ほど説明では、モニターも含めて調査をすると、市場調査をするということになっていますが、この特産品の調査委託料の220万円の内訳をぜひお伺いしたいということと、3万本を売るということで実際買っていたかということですよ、消費者に買っていたかと理解をしているのですが、それによろしいのかどうか、買っていただくとするならば、1本幾らぐらいで考えておられるのか、その辺、先ほどちょっと心配したのは、調査をすると、そして製造販売ですから、製造料だとかいろいろかかるわけですよ、その辺はどうなっておられるのか、その辺をお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、この水の生産委託の関係でございますけれども、原水の輸送と、それから製品の熱処理等々の加工する、そういったものの処理となっておりますので、御理解賜りたい、このように思います。

もう一つは、1本幾らぐらいで販売するかということでもありますけれども、この価格設定につきましては、1本当たり120円相当を考えているところであります。さらに、そのほかの関係については、ペットボトルのラベルのデザインでありますとか、そういったものに活用すると、こういうことになっておりますので、以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） それでは、この220万円というのは、現地から製造元まで輸送して、そして、富良野に来ると、そういうお金とこう説明で理解したのですが、では、先ほど説明があった市場調査だとか、そういう調査というのは、どうやってしようとしているのか、予算化されてると理解はしていないのですよ。今のお話でいくと。その将来性の製造販売を行う必要があるかどうか、そういうことを検証するということなので、そういうことをどのように具体化しようとしておられるのか、その辺について、どのように予算化されておられるのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の再々質問にお答えいたします。

この地域新特産品開発委託料の中には、当然、受益者といえますか、市民の意識調査でありますとか、販売価格についての調査、このほかについても行っていく予定となっております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） 先ほど、特産品の調査委託料の中には水をつくって、製造、そして販売するまでのお金ですよということで、今お話を聞いたら、この220万円の中に調査費も含めて入ってますということで、少し矛盾があるわけですが、やはり調査は調査で結構お金がかかると思うのです。その調査をしっかり分析しなくてははいけませんよね、将来販売可能なかどうか。そういう調査も含めて分析しなくてははいけません。

ですから、デザインつくるだけでも70万円かかりますから、この調査委託、そして、そのデータ処理を含めてきちっとしないと、

先ほど地域の皆さんの企業化できる人たちにやっていただくのだというのだったら、そういう思いがあるならばあるほど、しっかりしたデータとサンプリングとモニタリングをして、可能性はありますよということをはっきりしない限り、なかなか地域の皆さんも手を挙げづらいのではないかと思うのですよ。ややもすると、そういうデータベースをもとに大企業が入ってくる可能性だって全くもって否定できないのです、先ほどの答弁でいくと。ですから、私は、この調査委託料の中の内訳を改めて御説明願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、調査の委託先の想定でございますが、この関係につきましては、富良野市循環型経済活性化促進協議会、こういったものを受け皿としまして、市内の商工会議所、もちろん市も、観光協会、中小企業家同友会、その他8社でつくっておりますこの協議会が受け皿となって調査を行うものであります。その中には、旅館関係者の売れ行きがどのくらいあるのか、あるいは、中小企業としての可能性がどのくらいあるのか、また、イベントの関係の中でどのくらい可能性があるのか、こういったこともニーズ調査、その他についても行っていく予定となっております。そのことを踏まえた中で、販売価格の設定の問題、その他もこの調査の中で行き、きちっとしたデータを出していく、これがこの調査の目的でございます。その中で、水の安全を期するために、水の製造、加工、販売業者の中に一部といいますが、その費用等については、この原水の加工費用も見ているということでありますので、そういう考え方のもとで進めております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほかございますか。

2 番宮田均君。

2番(宮田均君) 続いて、今の商工振興費の170番の特産品の関係なのですが、補正予算のこの時期に出てきた理由を一つ教えていただきたいのと、それから、今回のこのデザインを含めて、この水の名称、デザイン、これをどのように決めて、どのように進めていこうと考えているのかということについて、お聞きいたします。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長(高山和也君) 宮田議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算に組んだ理由でございますが、新年度当初予算に間に合わなかった、これが第1点のことでございます。この関係を申しますと、この地域活性化の調査について、この報告書を受けたのが2月下旬ですから、3月でございます。当然、そういったことからその後の手法を検討するのに時間を要した、これが第1点でございますので、御理解を賜りたい。

さらに、名称、デザインの関係につきましてでございますが、市民等に公募を考えております。その公募した中で、循環型経済活性化促進協議会の中で総合的に検討していきたい、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

そのほかございますか。

9番穴戸義美君。

9番(穴戸義美君) では、19ページの一番下にあります100番の若葉水泳プールの関係について、お尋ねをいたしてまいります。

このことにつきましては、議会の初日に提案されたときに説明があったわけですが、その中で、本年になってから漏水等の関係があるのだという説明が入ってございましたけれども、漏水等に関わる調査はもう終わっておるのかどうか、お尋ねをいたします。

議長(北猛俊君) 御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長(杉浦重信君) 若葉の屋外プールの関係でございますけれども、若干経過を御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、昭和53年に建設されまして25年以上経過をしてございます。その中で、老朽化が激しくなりまして、ひび割れ等によって、コーキング等で補修しながら運営管理を進めてきたということでございまして、昨年8月から、特に漏水が一段と顕著になってまいりまして、8月以降は、毎日約20トンの水を補給しながら運営管理を進めてきたということでございます。

このようなことを踏まえまして、平成19年度の運営管理につきまして検討しました結果、多額な改修になるというようなことございまして、スポーツ審議会、あるいは、体育体協の理事会と教育委員会等を経ましたということで、そのあとパブリックコメント、さらには、準備説明会というような流れで進んできているところでございます。

それで、漏水の調査につきましては、その後は今行っておりません。というのは、去年の段階でもうそのぐらい減っているとふうなことで、その現状というのは、変わらないだろうと思っているところでございまして、現在、具体的な調査はしておりませんが、ひび割れ、あるいは、補修等の現況調査をしているところでございます。水を入れての調査は、まだ行っていないところでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) 補足説明をお願いしませんか。

教育長宇佐見正光君。

教育長(宇佐見正光君) 穴戸議員の質問にお答えさせていただきましても、漏水等の調査は終わっているのかと、御質問でございます。

6月1日の日にPTAの方々、地域の方々を等含めて若葉屋外水泳プールを調査をさせていただきまして、目視でございますけれども

も、その中で6カ所ほど亀裂を含めてクラックの部分がございませう。今年度につきましては、今回は予算計上もさせていただいておりますけれども、開設に向けて取り組んでいくということで、今回提案をさせていただいております。調査の関係につきましては、目視で現状を見たという状況でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 今回提案されております補正予算につきましては、事務費であるとか、光熱費、そして委託管理費等でちょうど全額になっております。これが、去年の8月以降の漏水調査等で今年度もまたコーキング等の必要があるのだということになれば、修繕費が当然かかってくると思っておりますが、ここにかかります若葉水泳プールの関係の補修費については、今回計上されていないということについての内容については、どのようなことなのか、お尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 穴戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本年度開設に当たっての補修に要する経費の問題でございますけれども、開設する前の補修につきましては、漏水を防ぐために最小限度の補修にとどめてまいりまして、団体のボランティアの協力も得まして、直営で行うということで、それに要する原材料のみの少額でございます。

それで、費用的には、10款教育費3目体育施設費の屋外体育施設管理費の中の、屋外施設全体の中で工事用原材費でございますので、これを充ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 補修費についての考

え方についてはお聞きをいたしました。でありますけれども、ここにかかります分だけはいくらという見積もりをされているのか、いないのか、されているとしたら補修金額はいくら予定をして、これらについては、若葉水泳プール以外の予算を食い込むのだということになっていくのかと理解をしていいのかどうか、そして、若葉水泳プールが大きく費用が食い込んだ場合には、全体的にまた補正予算が必要になってくる時期がくるのかということもございませうけれども、そういったことにかかわりのない少額の範囲内での補修で済むのだという見通しなのか、お尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 穴戸議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思っておりますけれども、補修に要する経費ということでございませうけれども、原材料費のみでございますので二、三万程度のもので済むと考えているところでございます。

議長（北猛俊君） そのほかございませうか。

7番 横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 1点だけお聞きをしたいのですが、私も説明のときに一度お伺いをいたしました。いろいろ説明を聞いていたのですが、どうもどのようにして参加者を募ったのかわかりませんが、地域の緑扇地区の人たち、しかも、かつPTAの方が多かったように思います。その中でもいろいろ意見が出てましたけれども、一つは、これは緑扇地区のプールなのではなくて、市民プールという位置づけですよね、ですからそういった意味では、麻町の子供さんも使っている方もいるでしょうし、あるいは、未広町の子供さんが使っている方もいるでしょうし、いろいろな層があると思うのです。そうしたときに、どうも参加者の方の中にも勘違いをされているというか、緑扇地区の人たちでボランティアで管理したらどうかとか、いろいろな

話もあります。しかしこれは、あくまでも市民プールであるという位置づけを忘れてはならないのではないかと思います。

ですから、そういった意味では、利用者はどなたでも市民の立場でその説明会に参加をし、意見を述べるという、それはあのパブリックコメントというのがありますけれども、しかし、それと実際の説明会の中で聞く話、あるいはする話というのは、ニュアンスはまた違ってきますし、受けとめ方も違うでしょうし、ですから、そういった意味では、細心のそういう注意も必要なのではないかと、どうも聞いたときには、その市民プールという位置づけを忘れてやしないのかというような気がしたものですから、蛇足ながらお話をしましたが、その辺のところについてどのように考えておられるのか、もう一度改めてお伺いしていきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 横山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

若葉プールは、富良野市民のプールでございまして、地区の人のためのプールではございません。それで、大体2,800人の方々が昨年度は御利用をいただいております、その多くは周辺の子供たちが多いというのが事実ではございますけれども、そういったことで説明会の席においても御説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございますか。

10番大橋秀行君。

10番（大橋秀行君） ちょっと関連で質問をさせていただきたいのですが、この若葉プールの関連なのですが、先日、新聞の報道の中で、山部、東山が存続という報道がされたわけですが、今後の形の中で何か先お考えがあるのであれば、教えていただければありがたいかと。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 屋外プール、今若葉、そして、東山、山部、3カ所ございませけれども、基本的な考えとしましては、若葉プールのように老朽化が著しくなりまして、改修に高額な費用が要するというような場合につきましては、今後、利用者の皆さんに御理解をいただきながら、協議を進めていかなければならないと考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番大橋秀行君。

10番（大橋秀行君） ということは、今現状は山部、東山のプールに関しては運営できるということは、高額な補修はかからないという解釈でよろしいのですか。まだしばらく使えるという解釈でよろしいのですか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 大橋議員の再質問にお答えを申し上げたいと思えますけれども、今回の予算につきましては、若葉プールということでございますけれども、山部につきましては59年に建っております。ということで、山部につきましても、日々、屋外施設でございますので、雨、風、雪が吹きさらす、そういうことで年々老朽化する傾向でございますので、先ほど申しましたように、改修に多額の費用がかかった時点で判断をしなければいけないと考えているところでございます。

しばらく、そういうことで多額の費用等がかからないという中で、存続をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 10番大橋秀行君。

10番（大橋秀行君） ぜひお願いしたいのは、ふらっとというすばらしい施設ができたわけですが、我々遠隔地のプールでございますので、なかなか利用が非常に難しいという面をもっていますので、ぜひとも市民、少ないプールでございますので、ぜひ維持の存

続を考えていただければ、非常にありがたいなと思っています。

答弁はいいです。

議長（北猛俊君） そのほかございますか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 先ほどの17ページの170番ですけれども、僕もこの事業が順調に進んで欲しいと願っておりますけれども、具体的に進む方向で1点だけ先ほどの中で質問をしたいと思っておりますけれども、大手の企業は、名前という富良野というブランドが欲しいけれども、手を出さなかったという、そこまで積極的ではなかったということだったと思うのですけれども、先ほど菊地議員の質問に対して、引き受ける企業は今のところは白紙ですということだったのですけれども、このところ具体的にどのように進めようとしているお考えなのか、それと、もう1点は、この事業に対する市民の利益というところとの関係について考え方をお願いいたします。

それから、19ページの中学校費、175番中学校の施設耐震化事業費ですけれども、この調査の内容を簡単に御説明をお願いしたいのと、その結果が出たことに対して、どのように今後対応されていくのか、この点お願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

大手等の企業が手を出さなかったのかとのございますが、この関係については、富良野のネーミングが欲しいという話でありますから、既に販売されている水等の富良野という名称が欲しい、このようなことで話がありました。行政としては好ましくないということで、私どもの方ではお断りをした経過がございます。

2点目のもしこの水事業が順調にいった際の企業のあて先でございますが、あくまで

も、この関係につきましては、民間を想定している、ただ、どの企業ということにつきましては、現段階では言えるものではございません。

さらに、3点目の市民の利益をいいたい何になるのかということでございますが、このことによって事業化されるとすれば、当然、市民の企業が関与することによって雇用の場の拡大につながる、こういったことも含めて言えば、今まで見捨てられていた水というものの資源によってまた雇用が深まるということでもありますので、結果、市民の雇用、そしてまた、地域社会の経済の活性化につながる、このように考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、御答弁を願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 佐々木議員の御質問にお答えを申し上げます。

19ページの175番中学校施設耐震化事業でございますけれども、その中身でございますけれども、今回行いますのは耐震化優先度調査でございます。昭和56年に定められました新耐震基準に基づきまして、昭和56年以前に建てられました中学校施設について、耐震の優先度、順位をつけるための調査を実施するものでございます。

中身でございますけれども、まず、建築をした年、コンクリート強度の調査、コンクリートのひび割れ、鉄筋の腐食状況の調査、さらに、はり、柱、けた等の構造調査、耐震壁の配置状況等、さらには、その建物が建っている地域の想定される震度等の調査をしまして、優先度を3区分で簡易に判定するものでございます。これが、耐震化優先度調査の中身でございます。

2点目の御質問の、今後どのようにこの耐震を進めていくのかというその手順でございますけれども、耐震優先度調査の結果に基づきまして、優先度の高い順から、今度はかなり精度の高い耐震診断を実施しています。そ

の耐震診断の結果、倒壊する、あるいは大破するおそれのあるものの耐震緊急度を検討してまいります。それに基づきまして、耐震化の年次計画を策定をしてみたいと思っています。いるところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 170 番の方からですけれども、今の答弁で民間企業という設定だけで、ほかに設定される、例えば地元の企業という仮定だとか、そういうほかの項目というのは、選定する企業の中にそういう基準はないのかどうか、教えていただきたいと思えます。

それから、耐震化強度の件ですけれども、この今回やる調査は順位を決めるだけで、その強度がいかにあるのかという中身ではないと今お伺いしました。例えば、このあとに正式な診断がされるのでしょうかけれども、今現在ひょっとして強度が弱い学校があったとすれば、すぐには間に合わないということですよ、それは具体的にその診断して、いつぐらいに、もし万が一、強度が弱い地震があると崩れる危険性があるというようなことがわかって、それを直していくには、まだまだ大分相当な時間がかかるのでしょうか。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

企業の想定でございますけれども、先ほど申したとおりに地元の企業がということでございますので、想定されるのは全て地元で起きる企業ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（北猛俊君） 続いて、御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 佐々木議員の再質問にお答えを申し上げたいと思えます。

どの程度、耐震時間がかかるのかということでございますけれども、まず、耐震化がどういう順位で緊急度があるのかという優先度調査をしなければなりません。その中で、耐震度の優先度の高いものから、先ほど申し上げたように耐震診断をします。それで、危険であるという結論が出たものについては、財政健全化計画だとか、総合計画との調整を図りながら進めてまいりたいと思っておりますので、まず、今年度は優先度順位を行って、それで優先度の高いものを来年度以降に耐震診断を実施すると、その優先度の結果を見なければ現時点ではわからないということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で歳出を終わります。

ここで、10 分間休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、歳入を行います。

8 ページより 11 ページまでの歳入全体について行います。

質疑ございませんか。

15 番菊地敏紀君。

15 番（菊地敏紀君） ちょっと理解しづらいところがございますので、1 点だけお聞かせ願いたいと思えますが、11 ページの 21 款諸収入の雑収入の中、特産品開発調査精算金で 200 万円、雑収入になっておりますけれども、説明の中では、販売収入を見込んで 200 万円ということで説明を受けました。ところが、精算金ときちっと科目でうたっているということは、200 万円がき

ちっと計上できるという判断をして、今やろうとする事業の中でこの精算金という項目は、これに例えば見込みだの、仮だとかという言葉がつくのでしたら、ちょっとこう理解できるのですけれども、これはもう、精算金ですから、きちっとわかっているということでしょうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

特産品開発調査精算金につきましては、ただいま申し上げました、水のペットボトルの売上相当品の事業と精算金であるということがまず第1点でございます。この関係につきましては、2万本相当の水の収益があるものとして考えているところであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 私も行政の金の出し入れはどうなっているか、詳しくはわかりませんが、例えば、我々がやるとなると、今言ったような話のスタイルの会計管理はできないと思います。それと、話すと議長に却下されるかもしれないけれども、先ほどの教育予算の中でも、本予算で組んでいないものが少額だからといって、本予算の中から出して処理する、これもちょっとそれと同じように、どうもこれも見込みだとか何だとかというならいいけど、これ私が考えるなら、ここに上げるなら、端的にわかるのは、水の原料代200万円いただきます、それが入ってくるから200万円ですよと言うならいいんだけど、その精算金だとかというのは、どうもその2万本売ると言っても、2万本が本当に売れて初めてなるわけで、ですから、ここにはあくまでもその精算金というきちとした文言で入るのが本当に正しいのかなという感じがするわけでございますけれども、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

菊地敏紀君の質問に御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

この地域特産品開発調査精算金の関係でございますが、この関係については、循環型経済活性化促進協議会に委託をします。水を買ったお金相当分を委託費で出しますから、その金額で得た収益についてを精算するという意味で、この精算金というネーミングを使っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北猛俊君） 15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 3回目ですので、これで終わりですけど、ということは、あくまでも見込みですよ。はっきり200万円入ってくるだとか、例えば200万円損するかもわからない。そういうことですよ。それであれば、科目というかこの言葉の使い方というのは、非常に周りにはわかりづらいということでございます。今までもこうやって行政の経理がなされているというならば、それでいいのですけれども、やはりたとえ少ないお金でも、行政もお金に困ってる困ってると言っているのですから、見る人が見てわかるようなやっぱり科目取りだとか、説明をできるようなものにしていただかなければ、ちょっとおかしいのではないかな。赤字になったときには、ただ、また補正を組んで三角でやればいいという話にはならないと思いますので、そういうことは、これは収入が入らなかったらまた200万円だって、補正で直さなければならぬのでしょうか、そういうことは要らないのですか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

この200万円につきましては、精算につきましては、ペットボトル3万本で見込んでおります。がしかし、この精算金につきましては、2万本相当と最低のボーダーラインを設定いたしまして見込み、この金額を計上したと、当然、2万本については何らかの形でぜひ収益の上がる、売れるだろうと、こういうことで見込んでいるところであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） ほかにございますか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 関連なのですが、実は先ほど3万本つくって、1本120円で売る、360万円と、精算金が200万円ということで160万円の差という発想になってしまうのです、僕の場合は。でも、今説明でいくと、2万本相当がお金入ってくるという発想、100本は、では、1万本はどうするのですかということに逆になってしまうのですよ。プレゼントするのですか、試供品で出すのですかという話なのですよ。その辺のことについて何か僕としてはすっきりしない、ですから、先ほど200万円ということは、1本当たり3万売ったら66.何ぼ何ぼの世界になってしまうのですよ。だから、54円はどこにいったのでしょうかというふうに思うのですよ。

逆に言えば、委託というならば、やっぱり委託に関する根拠を出した方がいいと思うのですよ。ですから、先ほど言ったように調査するのに何ぼかかるとか、やはり根拠を明らかにするべきだと思うのです。2万本相当の売り上げが欲しいのではなくて、200万円の精算金の根拠というのをやはり明らかにする必要があるのではないかというように思うのです。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、2万本の設定でございますけれども、万が一のことを考えて想定いたしましてボーダーラインで2万本と設定しているということですので、これから皆さんの御利用その他PRによって、3万本に近づきたい、このように考えているところであります。

さらに、この料金設定の関係についてでありますけれども、確かに120円で販売ということにしておりますが、一つは小売店販売でありますとか、直接予約でありますとか、その他ことを入れますと、手数料その他勘案しますと、1本当たり100円相当と、ならしますと、そのようなところで見積もりをしているということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） お金の流れというふうにこう考えてしまうと、富良野市はお金を出すのですよね、水の原材料ですか、委託先が地域循環型のところということなのですが、僕の考え方でいくと、逆に言えば、そこで完売してもらおうと、そして、行政としてはお金全部吸収して必要経費をそちらに払うというのが、普通でないかなと思うのですよ。僕は、そういう感覚でいるのです。最初からこれだけ頑張るのだよというのではなくて、やはり委託先にかかる経費もありますよね、販売手数料だとか、今言われたようないろいろなことに経費はかかるはず、ですから、そういうことを逆算してやるのが本当ではないのかなと、つまり逆に言えば、委託先にこれだけお金を出しなさいと逆に思ってしまう。逆に言えば、その辺に縛りがあったり、自由な販売だとかアイデアが逆にそがれてしまう可能性もあるのではないかと思いますよ。

ですから、本来は行政として全額売れたお金を収入にして、そして、委託先に必要経費として後で支出するのが試験的な販売という

ならば、なおさらその方がお金の動きというのはクリーンになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、委託の原則でありますけれども、委託はあくまでも市にかわって委託するわけにありますから、その中で超過負担が出ればそれを負担する、そしてまた、利益が出ればそれを還元してもらい、これが委託の原則でございます。

もう一方、この関係が請負となれば、そうはいきません。全ての金を回収する、3万本売ってもらい、このような形になるかと思いますが、この場合につきましては、あくまでも委託という位置づけで市の権限について、循環型経済活性化にその任を願っているのだと、人的なものを含めて願うのだという位置づけでやっているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 委託先の組織は、行政も入っていますよね、入ってる、そこにこういうことを委託して、またそれを益金を吸収するということはいいのですか。どうなのでしょう。市も入っているのですよ。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

現在、循環型経済活性化促進協議会では、厚生労働省のパッケージ事業、その他について国から直接受託をしているところであります。

したがって、この団体が受託事業等々を行うことについて、何ら問題のないものと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 確認事項ということで

ですので、確認の範囲を超えたときには、発言をとめさせていただきますので、よろしくお願います。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） この事業は、利益を出してよろしいのですか。先ほどの答弁でいくと、利益が出て当然だという話だったのですが。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

委託事業の場合、利益が出たらその利益については還元する、こういったこともこの委託の位置づけの中では、十分認識されていることですので、何ら問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほかございますか。

5番千葉健一君。

5番（千葉健一君） 関連なのでですけども、今の水の事業の関係で、市場はどこを目標にされているのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

市場、水の販売の市場ということでございますが、市場は市内を中心にイベントでありますとか、あるいは宿泊でありますとか、観光関連その他を市場として考えて想定しているところであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 平成19年度富良野市
老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第2 議案第2号
平成19年度富良野市老人保健特別会計補正
予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第3

議案第3号 平成19年度富良野市
水道事業会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第3 議案第3号
平成19年度富良野市水道事業会計補正予算
を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は本件全体について行います。
質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第4

議案第4号 富良野市特別職の職員
で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第4 議案第4号
富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正につい
てを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第5

議案第5号 富良野市立養護老人
ホーム設置条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第5 議案第5号
富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改
正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) 養護老人ホームに条例が付加される、内容の第3条の2項、全体的に介護保健がこの施設の中で行われるようになるということの中身なのですが、ここに入所された方は、この中の要介護を設置された施設、これをどうしても使わなければいけないのか、というのは、入所する前にやはりほかの介護を受けていて、プライベートのことも非常にわかり合った方がここの中に入ってきた場合、この介護をどうしても使わなければならないものなのか、そこら辺について御質問いたします。

もう一つ、今後この介護の関係を取り入れていかなければ、運営の方で大変だということをお聞きしておりますが、今入所が満場というか、100%いっぱいになっているわけではございません。そのようなことから、介護の大変だという部分では、まだ国からおりてくる介護の関係ですけれども、わかりにくい部分もありますし、この老人ホームの運営自体も根本からもう少し見直す必要もあるのではないかとということで、2点目質問させていただきます。

3点目なのですけれども、養護老人ホーム、要介護2程度までの入所者の要介護度と推測いたしますが、この上の富良野市内では特養がございます。しかし、ここも経営の内容からいきますと、介護度4から4.5ぐらいの入所でないと、介護報酬を含めましてなかなか経営が非常に難しい状況になっているということをお聞きいたします。

市では、要介護2から4まで、介護の取り入れる関係と、今回の市の介護保険、コムスンさんもどうなるのかという今後の不安もございまして、要介護2から4までの間の介護難民、自宅で見なさいということについて、これからの方向、転換をどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(北猛俊君) 宮田議員に確認をさせていただきますけれども、養護老人ホームの見直しの件が2点目に質問がありましたけれども、この質問に関しては、この設置条例の

一部改正とどのようにつながるのが明確に説明されていなかったと思いますので、もう一度発言を求めます。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) 経営の内容的には、要介護の条例改正によって介護をこの施設内に取り入れるという部分では、経営の安定ということを目標に取り入れるわけなのですが、それだけではなく、全体的にもう経営、要介護だけではなくて、全体的に86人前後の入所者がずっと続いているということについても、経営の中身では考えていく必要があるのではないかとということなのですが。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) 宮田議員の質問にお答えをいたします。

1点目、設置案の改正の第3条関係の(2)の関係で介護保険サービスの導入が図られるということでございますので、そういった中で養護老人ホームの施設の中で、こういったサービスが受けられるのかということでございます。

介護保健制度の改正の中におきましては、この養護老人ホームでできるサービスは、特化された事業体系になります。したがって、今私どもが考えているのは、施設内で介護サービスを提供するというところでございまして、これは、契約的には施設型契約を選択をいたします。そのほかの選択の方法として個人型がございまして、施設型を選択した場合、訪問介護、訪問看護、通所介護、認知症で訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ、福祉用具貸与という、この8種類のサービス提供を受けられることとなります。

したがって、今寿光園内で提供できる可能性のあるのは、訪問介護のみでございます。プラスして受託事業者によりまして、福祉用具貸与ができるかどうかという可能性がありますが、それ以外の関係については、寿

光園本体が事業者となりますので、それぞれ、例えば訪問介護だとか、訪問リハビリだとかいう場合については、それぞれの受託業者に寿光園本体が委託をして出すということになりますので、入所されているお年寄りについては、今言ったたぐいの施設サービスは受けられるという状況にあります。

それから、二つ目の運営の関係でございますけれども、介護保険法の適用によりまして、それぞれサービスを受ける方々が受けた場合、きちっと1割の負担という問題も当然発生してきますし、それから、収入としても当然上がってくる課題はあります。したがって、介護保険導入したことによって、特定施設となります寿光園的には、収入面では見込みが出てくるという状況になりますので、これは現在措置費の中で一般の事務費と、それから病弱者関係の皆さんの事務費が軽減をされますので、そのリカパリーはできるかという収入見込みはございますので、経営的な安定にはひとつつながってくるかなと、このように思います。

それから、3点目の要介護の関係でございますが、今現在の認定しているから受け入れるという状況ではありませんけれども、おおむね要介護認定1程度の中には2に入った方もいらっしゃるかもしれませんが、入所としては認めて今現在お世話をしているという状況でございます。新たなこういった施設になりますと、おおむねそれぞれの市町村判断もあるかもしれませんが、私ども要介護認定1、2になりますと幅が広いですから、3に近いとなると、相当きついのかなと思いますので、受け入れについては、その程度緩和しながらしていきたいなと思っています。

これまでも、入所されてから、要介護になってきた方たくさんございます。施設内では、夜間も含めてなかなか全体的に見れないと、こういう状況もございますので、そういった段階では、改めて特別養護老人ホーム、もしくは、老人保健施設等々のあらかじめ申し込みをしておいて、処遇に当たってき

ているという状況でございます。

したがって、今回の設置条例の中では、今言いましたように特定施設となり得るのですけれども、まだ夜間帯の部分については、十二分に見れない部分もございまして、どうしても重度化してきますと、処遇全体は見切れないということになりますので、従来どおり要介護度の度合いが高くなるにつれて、あらかじめ現在の段階においては、特別養護老人ホーム等の入所について、個人、それから家族と御相談をしながら、事前に申し込みをして、その対応を早目にしてきたいというぐあいに考えている次第でございます。

本来であれば、寿光園内の全部のことを、要介護度合いが高くなって4だとか5だとか見れる状態になれば一番いいのですが、これは今後の課題として、いろいろな施設転換の可能性も含めてございまして、そういった中で対応できるのであれば、対応するようなことも含めてしていきたいなと、こうは思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第6号 富良野市国民健康保険
税条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第6 議案第6号

富良野市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 提案されております内容を見てまいりますと、限度額の改正でございます。これは、広報、お知らせ等で若干目についた関係もございませうけれども、詳しくはまだ報道がされていないとっております。今回、議会が終わりますと市民にどのような方法でお知らせをするのか、お尋ねをいたします。

2点目には、限度額が53万円から56万円に改められるわけでありまして、私がこの席をいただきましたところには、限度額と実施額に幅がございまして、若干限度額より下回っていたと、国が示す限度額より町村の方が下回っていたという状況でありましたけれども、今回は56万円の指示に対して、56万円になったとっておりますが、お知らせをする場合に、この限度額の根拠について、相当数前に根拠についても市民にお知らせをしたと思っておりますけれども、もう十何年も、二十年もなるのかなと思っておりますから、この限度額のあり方についての根拠等についても詳しくお知らせの中に入れていただきたいと思っておりますし、今若干でございませうけれども、簡単に、この根拠、限度額の根拠はこうということなのだということについて、今回お知らせをいただきたいと思っております。

2点目には、そういった53万円から56万円に改めることによって、本年度はどのくらいの増額されるであろうという金額の見込み額があれば、万単位で結構でございますから、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 穴戸議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございませうけれども、市民周知の絡みでございませう。これにつきまして

は、賦課限度額の引き上げ、これ5月号でパブリックコメントの省略という形で、53万円から56万円、介護納付金で8万円から9万円に上げたいということで、一応省略という形で広報をしております。これは、あくまでも省略の広報ですので、このあと広報からの7月号で詳しく市民に知らせていきたい。さらに、被保険者につきましては納税通知書を7月に送付いたしますけれども、その中にパンフレットで周知して理解を得たいと考えております。

2点目の限度額の根拠でございませうけれども、これにつきましては地方税法施行令の改正によるものでございませう。あくまでも国の試算ですけれども、これについては、被保険者の中間所得者層の負担軽減、限度額を超えている割合が全国的に見て通常5%、これについては、応能益の絡みで所得に合った負担ということで考えてますので、それが通常5%をめどに国としては考えておりましたけれども、それが今回5%を上回ったということもありまして、それで国が53万円から56万円に改正を行ったと私どもは考えております。

この限度額の影響でございませうけれども、一応、医療給付分で407世帯、介護納付金で63世帯ということで、この改正をした場合につきましては、1,279万円、これは調定額でございませうけれども、一応増額になると考えております。

以上でございませう。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 了解をいたしましたけれども、市民にお知らせをする場合に、税法の改正によってという簡単なことではなくて、わかりやすい根拠を、横文字を余り使わないで日本語で皆さんが読めるようにということをお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

1番 佐々木優君。

1番（佐々木優君） 決算の状況からすると、大変厳しい国保会計ということは十分理解しております。しかし、数日前の一般質問でもお話ししたように、本当にほかの部分でも、住民税だとか介護保険料、どんどんどんどん生活が苦しくなってくるという中においての、さらに3万円という介護保険料1万円プラスという今回の場合、比較的その所得の多い方の部分ですけれども、それにしても、この部分に負担がかかるというのは、払う側の市民にとっては非常に厳しい状況が待ち受けているのではないのかと思います。

それで、改正の理由について、国保会計が大変だということもあります、それは十分わかっておりますけれども、そのほかに改正の理由となる点がありましたら、お知らせを願いたいと思います。

それから、よく聞く話なのですけれども、国からのペナルティという話をお聞きすることがあります。今回の場合、改正をしなければ国からの国庫支出金が減るだとか、収納率が低ければ、これに対して国からの交付税というか、国庫支出金が減ってしまうという、こういうことが本当なののでしょうか。本当だとすると、例えば、これが今3万円がゼロで抑えると幾ら減額されるのでしょうか。また、収納率が低いと幾らその減額されてしまうのでしょうか。その事実関係を教えてください。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

1点目、改正理由でございますけれども、今回の賦課限度額の改正につきましては、先ほども申しましたとおり、地方税法施行令と、これの改正に基づくものでございます。これについては、国保財政は全国的にもどこも厳しい、本市におきましても医療費の増加、それから、経済状況の低迷による保険税の減税、減少、これは確実に起きておりま

す。その中で、基金がほとんどないという状態で、やはり国の法令、この基準、これに基づいて上げて税収を確保したい、こういうふうにして考えているところでございます。

それと、国のペナルティの問題ですけれども、これを改正しなければ、どういうペナルティというのですか、これ改正しない場合に、国、道の普通調整交付金これについては、収入が当然改正された56万円で国保課税が調整されます。それを53万円に3万円落としますと、やはりその3万円があったものとして計算されますので、先ほど言った407世帯、これが大体1,200万円程度あるということとされますので、ただ率がありますので、それと、保険基盤安定繰入金等もそういう形の中で少なく国としては補助金等がきますので、推定でございますけれども、一応800万円ぐらいが国、道からの補助金等が減少されると押さえております。

それから、先ほどの収納率による減額でございますけれども、一応私ども93、これ人口にもよりますけれども、被保険者が1万を切っておりますので、これについては、5%減額がこれ国のはっきりとしたペナルティということで17年度にもペナルティを受けておりますけれども、5%の減額がありません。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 例えば、ペナルティの関係ですけれども、例えば、収納率が93%と今おっしゃいましたけれども、先ほどの答弁で、今、千二百数十万円というふうに言いましたけれども、これが例えば未納というか、払えないという状況が起きたとしたら、この収納率が下がってしまう可能性だってあるわけで、そうすると国から来る調整交付金と言いましたか、それが下げられてしまう、せっかく上げたとしても、そういう状況が片方にある可能性もある、可能性ですけれども。それだとか、改正しなければ、交付税が

減らされる、だから値上げをしなければなら
ないとすると、地方自治体の目的、福祉の増
進ということに一生懸命地方の財政が厳しい
折にやっている中に、国がそれを妨害をする
ということになるのではないのでしょうか。そ
れらについての市長のお考えを聞きたいとい
うふうに思います。

それから、今言ったように千二百万何がし
のお金が収入としてふえるのですけれども、
全体の予算では、31億円くらいの国保会計
の全額の予算ですけれども、それから比べると、
確かに今お金がないから収入を少しでも
増やさなければならぬという気持ちはもち
ろんわかりますけれども、そうではなくて、
健康診断、検診の回数を、今かなり低いパー
セントになっていると思うのですけれども、
それを少しでも上げるだとか、プールの利用
だとかどんどん増やして、医療費をどんどん
下げるような努力をすれば、1,200万円
程度のお金であれば、努力をすれば十分ク
リアできる数字だと思うのですけれども、その
点について、お考えをお願いいたします。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩
午後 0時01分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩前の佐々木議員の質問の関係につ
いて、項目を整理いただきながら、再度質問を
いただきます。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 国の政策を淡々と事
務的に地方の政治を進めなければならないとい
う、その部分ではやむを得ないとは言いた
くはないですけれども、そういう状況がある
ということはそうなのです。ただ、それに対
してやはり地方の政治としてしっかり市民の
暮らしを守るという立場もまた必要だと思
います。その点、僕の思いとして受け取って

ただきたいと思います。

それで、1,300万円が増額されるとい
うことをほかのことでクリアできないのかと
いう質問を、先ほど言ったように健康診断の
診断率がすごく落ちていると聞いております
し、先日質問したように、プールの利用を
もっともっと増やして健康な人をたくさんつ
くって、医療費を下げる、そういうことが市
としてもっともっと努力すれば、1,300
万円程度のことはクリアできると考えますけ
れども、その辺について御答弁をお願いいた
します。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしま
す。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 佐々木議員の再質
問にお答えいたします。

先ほど、1,279万円、これは調定額で
増額になるということで、それに伴ってその
増額分を先ほど言ったように、国保ヘルス
アップ事業だとか、そういうことで医療費の
減額はできないかという御質問だと思いま
す。

私、国民健康保険の安定運営、これにつ
いては、やはり一番は医療費の抑制だと考えて
おります。特に、病気の早期発見、特に、生
活習慣病が非常に大きなウエイトを占めてお
ります。私ども、昨年度からヘルスアップ事
業の中で、保険課と連携しながらレセプトを
点検して、その中の生活習慣病というのです
か、一次予防が必要な方を抜き出しまして、
ある程度、昨年は30名ですけれども、個別
に健診してきております。

それと合わせて、ことしオープンになりま
した健康増進センターふらっとですか、これ
の絡みも私ども使いながら医療費の抑制をし
ていきたいということで、大体個別指導80
名をヘルスアップ事業の中で予算化させてい
ただいております。

そのほか、先ほど言われましたけれども、
健診、これについても企業健診が非常に低い
というのも、私ども押さえております。来年

から特定健診との絡みもありますので、19年度というのは、健診の向上に向けて努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、1時まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時02分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

日程第7

意見案第1号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第7 意見案第1号地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） - 登壇 -

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書は、菊地敏紀議員外5名の賛同を得て提出するものでございます。

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書。

京都議定書に基づく温室ガス削減効果を達成するために、年間1,300万炭素トン森林吸収で確保するとしております。

しかし、長期にわたる森林業伐採の生産性の低下、森林所有者の意思の意欲減退など、地方公共団体にも極めて厳しい財政状況にある中、間伐等の森林吸収源対策を着実に実施することは非常に困難な状況にあります。

よって、国においては、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林所有者は意欲を持って林業経営に当たることができるよう、次の事項を要望するものでございます。

記として3点ございますので、皆様御一読の上、御賛同を得ることをお願い申し上げます。提案にかえさせていただきます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第8

意見案第2号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第8 意見案第2号WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） - 登壇 -

意見案第2号WTO及び日豪EPAなどの重要農産物の貿易交渉に関する意見書は、岡本俊議員外5名の賛同者によって提出をいたします。

WTO及び日豪EPAなどの重要農産物の貿易交渉に関する意見書は、北海道の農業は、安全、安心で良質な食料の安定供給を初め、国土や環境の保全、地域経済の活性化など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。

こうした中で、農産物の貿易ルールなどを決めるWTO農業交渉や日豪EPA交渉が進められており、北海道経済の柱である農業に大きな打撃を与えることが危惧され、危機感を募らせています。

本年度2月から交渉が再開されたWTO農業交渉も、米国政府が議会に付与されたTPA（貿易交渉権限）期限の6月末の大筋合意に向け、農業交渉のファルコナー議長が新たな提案を示すなど、交渉が急速に進展する可能性が高まっています。我が国の食料自給率は40%と食料の大半を海外に依存している現状の中で、上限関税の設定などは国内農産農業生産や国民の命や暮らしに直結する重要な課題であり、断じて認めることはできません。

また、日豪EPA交渉においても、本道の重要農産物である米や麦、乳製品、牛肉、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業はもとより関連産業と雇用、さらには、地域経済全体に甚大な打撃を与えることは必至で、その影響額は約1兆4,000億円にも及ぶと試算されています。

このため、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に当たっては、農業、農村が果たす多面的機能の発揮や食料主権の確保、本道の農業、農村を初め、地域経済や雇用に打撃を与えることのないように、次のように強く要望いたします。

記については3点、それから、EPA交渉

についても書かれておりますけれども、これは御一読を願いたいと思います。

以上、提案理由の説明をいたしまして、議員皆様方の賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第9

意見案第3号 道路整備に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第9 意見案第3号 道路整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番東海林剛君。

16番（東海林剛君） - 登壇 -

意見案第3号道路整備に関する意見書は、会議規則第13条の規定によりまして、岡本俊議員を初め5名の皆様の賛成を得て提出するものでございます。

道路は道民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきていることから、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進

されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べ大きく立ち遅れており、特に、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくり、さらには観光の国づくりを支援する上で、一層重要となっている。

特に、高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして、北海道が自主、自立を目指し、我が国における安定した食料供給基地、観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体案が示され、見直しの作業が進められているが、北海道の道路整備の実情を十分に踏まえ、引き続き、道路整備が強力に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望するという事で、道路特定財源の堅持を初め、5点にまとめてございます。御一読の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明にかえさせていただきます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 国の800兆円の借金に加え、この旭川十勝道路、当初からの計画からどんどんとさま変わりしてきております。高規格道路建設等、既存道路と併用した形の計画になってきていると、その点から高速化、安心、安全性は非常に遠のいてきたものになってきているのではないかと、それと、大手ゼネコンしかできないような、トンネル工事、あるいは、そうでなければ、現国道の拡幅、旧国道、市道、町道などの連携整備、こうすることによって、地元業者が受注

できる仕事もふえると、というようなことで私は今後の維持管理、地元の管理の面からも、この道路の整備推進には、反対する意見を持っているわけですが、この中で、道路整備に関する、一番最初に申しました既存道路を併用して使っていくという中で、高速化、あるいは、安心、安全性が損なわれていくのではないかということについて、質問させていただきます。

議長（北猛俊君） 宮田議員にお願いをいたしますが、ただいま意見案についての質疑でございます。宮田議員の見解については、控えるようお願いをいたします。

それでは、御答弁を願います。

16番東海林剛君。

16番（東海林剛君） ただいま宮田議員から御質問がございました。お答えをいたしたいと思いますが、宮田議員が求めるようなお答えになるかどうかわかりませんが、御答弁をさせていただきたいと思っております。

この道路は、国から計画が示されてから平成8年の第4回定例会において、富良野市議会運営委員会の中で、計画促進に関する要望決議を議会運営委員会が提案をし、全会一致でまず可決されている事項だということを一押ししておきたいと思っております。

その後、富良野市内の経済界を中心に期成会が立ち上がって、現在、中富良野も含めて14団体が民間で加入をしておりますし、行政も、富良野市長、そして、富良野市議会議長、また、中富良野の町長、中富良野町議会議長も顧問として名前を連ねております。そうした中で、この道路の必要性を含めて、認識が市内外を含めて調整されているものと考えています。

それと、さらには既に着工されているものでありまして、富良野市議会として全線開通することが初めて高規格道路の効果というのが発揮されるわけでありまして、1年でも早い着工を目指して運動を展開すべきものという立場の中で、今回提案をさせていただ

たものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。
ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北猛俊君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第10

意見案第4号 労働法制の拡充を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第10 意見案第4号労働法制の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第4号労働法制の拡充を求める意見書につきましては、横山久仁雄議員外2名の皆さんの賛同を得て、提出をいたします。

景気回復が言われるもとで、働く者の雇用不安は解消されず、賃金、労働条件は年々低下しております。

パート、臨時、請負、派遣など有期労働契約で働く非正規労働者の多くは、差別的処遇を受け、働いても貧困から抜け出せないワーキングプア状態に陥っております。他方で正規労働者は、リストラ人減らしで仕事量がふ

え、長時間労働で健康を損なう人が続出、過労死、過労自殺も頻発しております。

今、日本の経済活動を根底から脅かしているのは、不安定雇用と低賃金、劣悪労働条件の広がりであって、それが、貧困格差と少子化の問題の源です。余りにも、不備な今の労働法制を改善し、法令を遵守させ、安定雇用を創出させる施策が必要であります。

記として、長時間労働の抑制、雇用法令整備、派遣労働の適切な規制による、雇用者責任の強化に関わって4点、ワーキングプアの根絶、均等待遇の実現、有期雇用の制限にかかわって3点、記してあります。御一読をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出いたします。

賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第11

意見案第5号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第11 意見案第5号新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） - 登壇 -

新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書は、会議規則第 13 条の規定によって提出するものであります。横山久仁雄議員外 5 名の賛同を得ております。

地方財政再建促進特別措置法にかわる新たな自治体財政再建法として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、第 166 通常国会で審議されております。

この法律は、自治体財政の健全化に関する比率を公表し、健全化を図るための計画を策定する制度を定めるもので、地方公共団体が毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債負担比率、将来負担比率を議会に報告し、公開するものとしているわけでありませ

す。しかし、連結実質赤字比率の算定では、一般会計の他に国民健康保険会計や介護保険会計、下水道会計などの特別会計、水道企業会計などの公営企業会計の赤字額も算入されております。

また、将来負担比率では、地方債の残高に加え、全職員の退職を想定した場合の退職手当などを自治体の負債として算入されてお

りまして、今回の地方公共団体財政再建法に当たっては、次の 3 点について強く求めるものでござ

います。3 点につきましては、皆様御一読のほどよろしく申し上げます。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。
お諮りいたします。
本件に、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま

す。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 12

意見案第 6 号 最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 12 意見案第 6 号最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 6 号最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書につきましては、横山久仁雄議員外 2 名の皆様の賛同を得て提出いたします。

働いても生活水準の収入さえ得られないワーキングプアが社会問題となる中、主要国で最低水準となっている最低賃金の引き上げを求める声が強まっております。

最低賃金制度は、労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業の公正競争ルールの確立を図る上で、重要な役割を担っております。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、地域最低賃金審議会の審議を経て改定されております。

しかしながら、その改定は毎年数円と小幅にとどまり、北海道の最低賃金額は、時間額 644 円と著しく低い。そのために、地域のパート、アルバイト、臨時、派遣、請負などの非正規雇用労働者の賃金は低く抑えられ、1 カ月 10 万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくありません。こうした貧困の広がりは、未婚者の増加や少子化の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる重大な原因をつくっております。

政府においては、法定最低賃金制度を抜本的に改正し、ワーキングプアの温床となっている現在の定額最低賃金を大幅に引き上げ、低賃金労働者の生活改善を図ることが、喫緊の課題となっております。

同時に、世界各国の動向を見れば、最低賃金制度は全国一律とすることが主流であり、それによって公正取引ルールを確立し、地域間格差を是正しております。世界の実践を踏まえた制度改正が、日本に求められております。

ついては、下記の内容を早期実現するように、3点、記としてあります。

以上、御一読の上、賛同くださいますようによろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第13

閉会中の所管事務調査について

議長（北猛俊君） 日程第13 閉会中の所管事務調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長 鵜飼祐治君。

庶務課長（鵜飼祐治君） - 登壇 -

総務文教、市民福祉、経済建設常任委員

会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書、本委員会は閉会中下記の件について、継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会。

調査番号、調査第1号。調査件名、学校教育施設について。

市民福祉委員会。

調査番号、調査第2号。調査件名、介護保険と介護サービスについて。

経済建設委員会。

調査番号、調査第3号。調査件名、道路、橋梁の維持管理について。

以上です。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査について、決定いたしたいと存じます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査を許可することに決しました。

以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件は、すべて終了いたしました。

閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） これをもって、平成19年第2回富良野市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時28分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年6月18日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 東 海 林 孝 司